

総合課税される所得の一覧

所得の種類		所得の内容	所得金額の計算方法（概要）																																						
事業所得	営業等所得	卸売業や小売業などいわゆる営業から生ずる所得のほか、自由業や漁業など農業以外の事業から生じる所得	総収入金額 − 必要経費																																						
	農業所得	農産物の生産、植木、果樹の栽培、家畜などの事業から生じる所得																																							
不動産所得		地代、家賃、貸店舗などの賃料、権利金、礼金などの所得	総収入金額 − 必要経費																																						
利子所得 （一律分離課税のものは除く）		定期預金、貸付信託、金銭信託などの収益の分配による所得 ※一般的に利子所得は、県民税利子割が特別徴収の方法により一律分離課税されますので、総合課税の所得の対象外です。	収入金額																																						
配当所得		株式、出資金などの収益の分配による所得 ※平成 21 年以降に支払いを受けるべき上場株式の配当等については、総合課税（配当控除の適用あり）か申告分離課税（配当控除の適用なし）を選択することが可能です。 ただし、申告する上場株式等の配当等については、その全額について総合課税を選択するか、それとも申告分離課税を選択するかを統一する必要があります。	収入金額 − 元本取得のための負債の利子																																						
給与所得		俸給、給料、賃金、賞与などの所得	<table><tr><th colspan="3">給与所得の計算式</th></tr><tr><th>給与等の収入金額</th><th colspan="2">給与所得の金額</th></tr><tr><td>～ 550,999円</td><td colspan="2">0円</td></tr><tr><td>551,000～1,618,999円</td><td colspan="2">収入金額－550,000円</td></tr><tr><td>1,619,000～1,619,999円</td><td colspan="2">1,069,000円</td></tr><tr><td>1,620,000～1,621,999円</td><td colspan="2">1,070,000円</td></tr><tr><td>1,622,000～1,623,999円</td><td colspan="2">1,072,000円</td></tr><tr><td>1,624,000～1,627,999円</td><td colspan="2">1,074,000円</td></tr><tr><td>1,628,000～1,799,999円</td><td rowspan="3">収入金額÷4＝A （千円未満切り捨て）</td><td>A×4×60%＋100,000</td></tr><tr><td>1,800,000～3,599,999円</td><td>A×4×70%－80,000</td></tr><tr><td>3,600,000～6,599,999円</td><td>A×4×80%－440,000</td></tr><tr><td>6,600,000～8,500,000円</td><td colspan="2">収入金額×90%－1,100,000</td></tr><tr><td>8,500,000円を超える場合</td><td colspan="2">収入金額－1,950,000</td></tr></table>		給与所得の計算式			給与等の収入金額	給与所得の金額		～ 550,999円	0円		551,000～1,618,999円	収入金額－550,000円		1,619,000～1,619,999円	1,069,000円		1,620,000～1,621,999円	1,070,000円		1,622,000～1,623,999円	1,072,000円		1,624,000～1,627,999円	1,074,000円		1,628,000～1,799,999円	収入金額÷4＝A （千円未満切り捨て）	A×4×60%＋100,000	1,800,000～3,599,999円	A×4×70%－80,000	3,600,000～6,599,999円	A×4×80%－440,000	6,600,000～8,500,000円	収入金額×90%－1,100,000		8,500,000円を超える場合	収入金額－1,950,000	
給与所得の計算式																																									
給与等の収入金額	給与所得の金額																																								
～ 550,999円	0円																																								
551,000～1,618,999円	収入金額－550,000円																																								
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円																																								
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円																																								
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円																																								
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円																																								
1,628,000～1,799,999円	収入金額÷4＝A （千円未満切り捨て）	A×4×60%＋100,000																																							
1,800,000～3,599,999円		A×4×70%－80,000																																							
3,600,000～6,599,999円		A×4×80%－440,000																																							
6,600,000～8,500,000円	収入金額×90%－1,100,000																																								
8,500,000円を超える場合	収入金額－1,950,000																																								

所得の種類		所得の内容	所得金額の計算方法（概要）					
雑所得	公的年金等	恩給や年金（遺族年金・障害年金など非課税の年金は除く）の所得 ※生命保険契約などに基づく年金は、次項の「その他の雑所得」です。	受給者の区分	公的年金等収入		「公的年金等の雑所得」以外の所得の合計所得金額		
				以上	以下	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
			65歳以上の入	3,299,999円以下		収入金額 -110万円	収入金額 -100万円	収入金額 -90万円
				330万円	4,099,999円	A×75% -27.5万円	A×75% -17.5万円	A×75% -7.5万円
				410万円	7,699,999円	A×85% -68.5万円	A×85% -58.5万円	A×85% -48.5万円
				770万円	9,999,999円	A×95% -145.5万円	A×95% -135.5万円	A×95% -125.5万円
				1,000万円以上		収入金額 -195.5万円	収入金額 -185.5万円	収入金額 -175.5万円
			65歳未満の人	1,299,999円以下		収入金額 -60万円	収入金額 -50万円	収入金額 -40万円
				130万円	4,099,999円	A×75% -27.5万円	A×75% -17.5万円	A×75% -7.5万円
				410万円	7,699,999円	A×85% -68.5万円	A×85% -58.5万円	A×85% -48.5万円
	770万円	9,999,999円		A×95% -145.5万円	A×95% -135.5万円	A×95% -125.5万円		
	1,000万円以上			収入金額 -195.5万円	収入金額 -185.5万円	収入金額 -175.5万円		
	その他の雑所得	生命保険契約などに基づく年金，互助年金，講演料，原稿料，放送謝金などの所得	総収入金額 - 必要経費					
	総合譲渡所得		自動車・機械・ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得 その資産の取得日以後5年を超えて所有していた場合は長期，それ以外は短期	短期：総収入金額 - （取得費 + 譲渡費用） - 特別控除額 長期：{ 総収入金額 - （取得費 + 譲渡費用） - 特別控除額 } ×1/2 ※特別控除額は，原則上限 50 万円				
	一時所得		生命保険契約等や損害保険契約等に基づく一時金・満期返戻金，懸賞の賞金品，立退料などの一時的な性質をもつ所得	（総収入金額 - その収入を得るために支出した金額 - 特別控除額） ×1/2 ※特別控除額は，原則上限 50 万円				